

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年3月まで

昭和51年頃に実家を出るまで、実家の店の手伝いをしていた。父から、給料は払えないが国民年金保険料はきちんと納付しておくと言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その父親が、申立人とその姉の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているところ、事実、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月にその姉と連番で払い出されており、その姉については、49年4月以降の保険料が納付済みとなっていることから、申立人の当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人の保険料を納付していたとするその父親は、昭和36年4月から国民年金に加入し保険料を完納していることから、保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

2 一方、申立期間のうち、昭和44年10月から49年3月までについては、申立人の姉の保険料も未納であることから、申立人のみ保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年1月の時点では、申立期間の大部分については時効により保険料を納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和44年6月1日、資格喪失日は50年1月21日であると認められることから、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和44年10月1日）及び取得日（45年3月21日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月1日から45年3月21日まで
A社B支店C営業所に昭和44年6月1日から50年1月20日まで勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B支店において昭和44年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月1日に被保険者資格を喪失後、45年3月21日に同社において再度資格を取得しており、44年10月1日から45年3月21日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、D健康保険組合が保管している被保険者台帳により、申立人は、昭和44年6月1日から50年1月21日までの期間について、健康保険組合の加入員であったことが確認できる上、申立期間当時、A社B支店C営業所に勤務していた同僚は「私が入社した昭和44年11月17日には、申立人はA社B支店C営業所に既に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間において同社同支店同営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B支店の事業所別被保険者名簿により、申立人が同社で昭和44年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、

資格喪失日の記載が無いことが確認できることから、社会保険事務所（当時）における年金記録の管理が不適切であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 44 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、50 年 1 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日について、申立人が 44 年 10 月 1 日に資格を喪失し、45 年 3 月 21 日に資格を取得した記録を取り消し、資格取得日を 44 年 6 月 1 日、資格喪失日を 50 年 1 月 21 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 44 年 9 月のオンライン記録から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（昭和47年1月1日に、B社に名称変更後、平成11年10月4日にC社と合併）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（46年8月21日）及び資格取得日（47年3月11日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月1日から33年8月1日まで
② 昭和46年8月21日から47年3月11日まで

D社及びA社（現在は、C社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの期間においても両社に継続して勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、オンライン記録により、A社において昭和45年7月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46年8月21日に資格を喪失後、47年3月11日にB社（昭和47年1月1日に、A社から名称変更）において再度資格を取得していることが確認できるものの、申立期間②に係る被保険者記録が無い。

しかしながら、C社が保管している申立人に係る*台帳によると、申立人は、昭和42年6月20日にA社の系列会社であるE社に入社し、内部の異動を経て48年9月20日にC社を退職するまで継続して勤務していたことが確認でき、47年3月11日付けでF職からG職に職種が変更

になったことも記載されている。

また、申立人と同時に当該事業所に異動した同僚のうち3人は「皆同じ扱いで仕事内容も同じであり、申立期間②における業務内容の変更は無かった。」と証言しているところ、その同僚3人については、オンライン記録により、いずれも申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人の被保険者の資格喪失届や資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年8月から47年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、D社H所における複数の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が同社同所において在職し、越冬していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所において越冬期間中に被保険者資格を喪失している同僚は「越冬している期間には、現場の仕事ができず、越冬隊としての仕事のみであった。最後の越冬期間については、現場作業がほとんど終了していたため、厚生年金保険被保険者資格を喪失したのではないか。」と申述している上、申立人が一緒に越冬したと申述している同僚は、申立人と同様に、越冬期間において厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に、14人の同僚が昭和32年12月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

平成4年3月中旬に前の会社を退職し、同年4月に次の会社に就職した。同年6月頃にA市役所から電話があったので、その窓口で国民年金の加入手続を行い申立期間に係る1か月分の未納保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の申立期間について、A市役所の窓口において国民年金の加入手続を行い保険料を現金で納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料については、母が郵便局で定期的に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和 60 年 11 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の保険料については過年度保険料となり、現年度納付ができないことから、申立期間の保険料について、申立人の母親が郵便局で定期的に納付したとする申立人の主張とは整合しない上、当時郵便局では保険料の納付ができない状況であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親の加入手続に関する記憶も曖昧であり、具体的な国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで
平成元年 4 月頃、年金手帳を再交付してもらうために社会保険事務所（当時）に行った際、国民年金に未加入であると指摘されたため、国民年金の加入手続を行い、未納保険料 18 万円ぐらいをまとめて納付した。年金事務所で保険料の納付記録を確認した際に、平成元年 10 月に加入手続しているの、申立期間については時効により保険料を納付することができないと言われたが、同年 4 月か遅くても同年 8 月には手続して保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 4 月か遅くても同年 8 月に、年金手帳の再交付手続に社会保険事務所に行き、国民年金の加入手続を行い、未納保険料 18 万円ぐらいをまとめて納付したので、年金事務所による「平成元年 10 月に加入手続しているため、申立期間については時効により保険料を納付することができない。」とする説明には納得がいかないと主張している。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 10 月に払い出されており、手帳記号番号が申立人と同日に払い出された被保険者 17 人について納付記録を確認したところ、昭和 62 年 7 月より前に遡って保険料を過年度納付している被保険者は確認できないことから、同年 7 月より前の期間については時効により保険料を納付することができず、申立人についても、申立期間については時効により保険料を納付することができなかつたものと推認できる。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 1 月まで
平成元年 2 月頃、A 社会保険事務所(当時)で、国民年金の加入手続を行い、後日、申立期間の保険料 6 万円ぐらいをまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 2 月頃に、A 社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、後日、申立期間の保険料 6 万円ぐらいをまとめて納付したと主張しているが、同社会保険事務所が業務を開始したのは 6 年 4 月 1 日からである上、申立人が納付したと主張する保険料額は、申立期間の保険料額とは相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 4 月に払い出されており、その時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から15年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から15年5月まで

私は、妹から、国民年金の第3号被保険者になるためには保険料を納付する必要があると聞き、平成15年5月23日にA社会保険事務所（当時）の窓口において、第3号被保険者期間である申立期間の保険料として18万円前後を現金で納付した。最近、第3号被保険者については保険料を納付しなくても良いと聞いたので、重複して納付した申立期間の保険料を返還してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年5月23日にA社会保険事務所の窓口において、国民年金第3号被保険者期間である申立期間の保険料として18万円前後を現金で納付したと主張しているが、制度上、第3号被保険者は保険料を納付する必要が無いことから、申立期間の保険料を納付したとは考え難い上、その金額は、第1号被保険者として納付する場合の申立期間の保険料額とも大きく相違している。

また、申立人が所持しているA社会保険事務所から送付された平成15年5月30日付けの「国民年金の第3号被保険者期間について（お知らせ）」によると、同年5月23日に、11年1月15日以降の期間について、第3号被保険者としての届出は行われているが、届出が遅れたことから、その効力は制度上2年しか遡れないため、13年4月1日以降からが第3号被保険者の保険料納付済期間として承認されたことが記載されている上、その内容とオンライン記録は整合しており、行政における手続上の過誤を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月及び同年9月

私は、平成6年に会社を退職した際に、国民年金と国民健康保険は同時に加入手続を行わなくては行けないと言われ、市役所で夫婦一緒に間違いなく国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間について、私の国民年金のみが未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦の国民健康保険の加入手続並びに国民年金の自身の加入手続及びその妻の種別変更手続を一緒に行い、その妻が妻自身と申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録では、申立人は、平成6年5月に国民年金被保険者資格を喪失して以降、国民年金被保険者の資格取得の記載が無いことから、申立期間については、被保険者資格を有していないことが確認でき、制度上、国民年金に未加入期間となり、保険料を納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人及びその妻は、申立期間において国民健康保険に加入した記録は無く、申立人の妻は、オンライン記録により、申立期間に係る国民年金保険料について、平成7年2月14日に納付していることが確認できることから、6年8月ないし同年9月に国民年金保険料を納付したとする申立人の主張とは整合しない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 26 日から 40 年 3 月 10 日まで
② 昭和 41 年 3 月 27 日から 45 年 7 月 1 日まで

A社に昭和 36 年 9 月 8 日から 45 年 6 月 30 日まで継続して勤務していた。その間に長期の休暇を取ったことは無く、他の事業所に勤務したことも無い。両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に継続して勤務していたと申し立てているが、オンライン記録によると、同社は、昭和 39 年 9 月 28 日に全喪し、その後 40 年 3 月 1 日に再び適用事業所となっていることが確認できるところ、当該期間のうち、39 年 9 月 28 日から 40 年 3 月 1 日までの期間については適用事業所となっていない。

また、当該事業所の被保険者名簿によると、申立人は、昭和 39 年 7 月 26 日に資格を喪失し、健康保険証を返納したと記載されている上、同被保険者名簿において同年 8 月 1 日以降に資格を喪失した被保険者には同年度の定時決定における標準報酬月額が記載されているが、申立人にはその記載が無い。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間①のうち、昭和 39 年 11 月 25 日から同年 12 月 21 日までの期間において、B社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることについて、「B社に勤務したことは無い。」と申述しているが、同社に係る被保険者名簿により、申立人が 36 年 9 月 8 日にA社において被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険被保険者番号で、B社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、当該事業所は「申立人が勤務していたことは間違いないが、当時の資料等はなく、在職の時期や期間は特定できない。」と回答している上、当時の従業員からも証言等が得られないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

申立期間②について、申立人から提出されたC労働基準局長指定講習の受講証及び修了証の写しにより、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、同事業所では前述のとおり回答している上、当時の従業員からも証言等が得られないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、当該事業所の被保険者名簿によると、申立人は、昭和41年3月27日に資格を喪失し、健康保険証を返納したと記載されており、申立人の資格喪失日以降、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、昭和40年3月10日に資格を取得し、41年3月27日に資格を喪失したという申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、雇用保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。